

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から5番高比良議員、6番河合議員を指名します。

○烏野隆生議長

次に、諸般の報告に入ります。

まず、市長から2月17日に提出されておりました議案第10号副市長の選任につき同意を求めるについて、議案第11号岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第22号令和7年度岸和田市一般会計予算、議案第27号令和7年度岸和田市介護保険事業特別会計予算について、御配付しておりますとおり市長職務代理者から撤回の申入れがあり、これを許可しましたので御報告します。

次に、岸監第125－1号令和6年11月分例月出納検査結果報告（一般会計及び特別会計分）、岸監第126号－1号令和6年11月分例月出納検査結果報告（公営企業会計分）、岸監第127－1号令和6年度定期監査結果報告（12月実施分）、岸監第133－1号令和6年12月分例月出納検査結果報告（一般会計及び特別会計分）、岸監第134－1号令和6年12月分例月出納検査結果報告（公営企業会計分）、以上の5件につきましては、さきに議員各位へ御配付のとおりです。

本各報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、議案第12号から日程第10、議案第21号までの10件、日程第11、議案第23号から日程第14、議案第26号までの4件、日程第15、議案第28号から日程第17、議案第30号までの3件、日程第18、議案第32号及び日程第19、議案第33号を合わせた、以上19件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長職務代理者岸副市長。

（市長職務代理者岸勝志副市長登壇）

○市長職務代理者岸勝志副市長

上程いたされました議案第12号から議案第21号まで、議案第23号から議案第26号まで、議案第28号から議案第30号まで、議案第32号及び議案第33号の19件について、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案第12号の岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に住登外者宛名番号管理機能が実装されることから、住登外者の情報の管理に関する独自利用事務を追加するとともに、住登外宛名に関する情報及びその他必要な特定個人情報を利用して処理できるよう、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第13号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、

育児または介護を行う労働者の所定外労働の制限について、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改められたことから、関係する規定の整備を図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第14号の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴い、市立認定こども園において従事する内科嘱託医等の報酬及び費用弁償を定めることから、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第15号の特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正については、特別職の職員で常勤の者に支給する外国旅行の旅費額等を内国旅行と同様に一般職の職員の例による扱いとするなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第16号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、緊急消防援助隊として出動した消防職員に係る特殊勤務手当について、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第17号の職員旅費条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員等の旅費の種類、計算等の見直しがされることから、本市においても旅費制度の見直しを図り、旅費の種類、計算等について、日当を廃止するとともに、宿泊手当を新設するほか、旅費の各費用については、規定により計算した額と現に支払った額のいずれか少ない額とするなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第18号の岸和田市建築物エネルギー

消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例等の一部改正については、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、原則、全ての建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう義務づけられることなどから、新たに判定の対象となる一戸建ての住宅や共同住宅等及び複合建築物並びに300平方メートル未満の非住宅建築物について、それぞれ手数料を定めるなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第19号の岸和田市環境保全条例の一部改正については、排水基準を定める省令の一部改正に伴い、排水基準が改められることから、規制の対象となる指定事業所について同様の措置を講じるため、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第20号の岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部改正については、住宅の供給を目的とする一定規模以上の開発行為等に伴い、開発者が市長と協議すべき事項について、認定こども園の用地の確保に関する事項を加えるため、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第21号の岸和田市下水道条例の一部改正については、国からの通知により、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属させることとする指定排水設備工事業者に対するアナログ規制が緩和されたことから、本市においても同様の緩和を行うこととしたほか、工事等の理由により臨時に公共下水道を使用する際の使用料の徴収に関する特例について見直しを図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第23号から議案第26号まで、議案第28号から議案第30号まで、議案第32号及び

議案第33号の9件については、当初予算の議案であります。

令和7年度当初予算については、人件費、公債費などの義務的経費、施設の維持修繕や管理費などの経常的経費、継続費または債務負担行為に基づくもののほか、年次的に実施している事業で、設計等が終了しており、中止や変更が現時点でできない事業に係る経費などを中心とした通年予算、いわゆる骨格予算として編成いたしております。議員各位におかれましては、その旨御了承いただきますようお願い申し上げます。

議案第23号の令和7年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億7987万9000円と定めたいものであります。これは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等が減少したため、前年度と比べ11億9980万9000円、率にして5.5%減少するものであります。

議案第24号の令和7年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378億6211万8000円と定めたいものであります。これは、自転車競技費、積立金等が増加したため、前年度と比べ18億8914万5000円、率にして5.3%増加するものであります。

議案第25号の令和7年度岸和田市土地取得事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2595万2000円と定めたいものであります。これは、公債費が減少したため、前年度と比べ393万2000円、率にして0.9%減少するものであります。

議案第26号の令和7年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8918万7000円と定めたいものであります。これは、納付金、総務費等が減少したため、前

年度と比べ1億3310万1000円、率にして3.7%減少するものであります。

議案第28号の令和7年度岸和田市財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1456万8000円と定めたいものであります。これは、繰出金、総務費が減少したため、前年度と比べ1億3739万8000円、率にして11%減少するものであります。

議案第29号の令和7年度岸和田市下水道事業会計予算については、業務の予定量を定め、これに伴う予算については、収益的收入及び支出において、収入に75億4954万6000円、支出に65億2552万2000円を計上いたしております。

また、資本的收入及び支出において、収入に40億4500万2000円、支出に64億1529万5000円を計上いたしております。

なお、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

議案第30号の令和7年度岸和田市病院事業会計予算については、業務の予定量を定め、これに伴う予算については、収益的收入及び支出において、収入に169億705万1000円、支出に168億9438万4000円を計上いたしております。

また、資本的收入及び支出において、収入に9億220万1000円、支出に19億8819万円を計上いたしております。

なお、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

議案第32号の令和7年度岸和田市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927億1969万7000円と定めたいものであります。これは、前年度と比べ59億7756万4000円、率にして6.9%増加するものであります。

次に、歳入予算の主な内容について、概要を御説明申し上げます。

市税は260億9087万8000円で、市民税個人分及び法人分の増加、固定資産税の増加、都市計画税の増加などにより、前年度と比べ14億4680万7000円、5.9%増加するものがあります。

地方特例交付金は2億1725万4000円で、定額減税による市民税減収に伴う補填分の減少などにより、前年度と比べ7億8031万8000円、78.2%減少するものであります。

地方交付税は152億円で、基準財政需要額の増加及び令和7年度地方財政対策に基づき、臨時財政対策債の新規発行が皆減となることにより、前年度と比べ5億円、3.4%増加するものであります。

分担金及び負担金は10億962万6000円で、斎場整備事業費負担金等の増加により、前年度と比べ6億6102万円、189.6%増加するものであります。

国庫支出金は238億1055万6000円で、都市計画街路整備事業費補助金、出産・子育て応援交付金支給事業費補助金、市街地形成事業費補助金等が減少したものの、児童手当負担金、学校ICT環境整備事業費補助金、自立支援・介護給付費等事業費負担金等の増加により、前年度と比べ35億9226万2000円、17.8%増加するものであります。

財産収入は6億8168万4000円で、土地売却収入等の増加により、前年度と比べ3億3585万2000円、97.1%増加するものであります。

繰入金は40億2892万1000円で、教育基金繰入金、岸和田市ふるさと応援基金繰入金等が増加したものの、財政調整基金繰入金、岸和田市庁舎建設基金繰入金、下松・八阪・上松財産区繰入金等が減少したため、前年度と比べ8128万7000円、2%減少するものであります。

市債は34億5940万円で、斎場整備事業債、社会福祉施設整備事業債等が増加したものの、消防施設整備事業債、臨時財政対策債、認定こども園整備事業債等が減少したため、前年度と比べ11億330万円、24.2%減少するものであります。

次に、歳出の主な内容について、目的ごとに概要を御説明申し上げます。

議会費は4億1588万3000円で、議員報酬等が減少したものの、職員給与費等が増加したため、前年度と比べ181万円、0.4%増加するものであります。

総務費は81億98万8000円で、岸和田市庁舎建設基金積立事業費、庁舎建替事業費等が減少したものの、基幹系システム運用事業費、個人番号カード等管理事業費、国勢調査事業費等が増加したため、前年度と比べ6億9641万1000円、9.4%増加するものであります。

主な事業としましては、基幹系システム運用事業として、本市の業務システムを標準準拠システムへ移行するために要する経費や、個人番号カード等管理事業として、マイナンバーカードの申請受付、交付等の業務の委託に要する経費を計上しております。

民生費は498億3561万8000円で、市立認定こども園整備事業費、教育・保育施設運営支援事業費、出産・子育て応援交付金支給事業費等が減少したものの、自立支援・介護給付費等事業費、児童手当支給事業費、教育・保育施設施設型給付事業費等が増加したため、前年度と比べ30億635万5000円、6.4%増加するものであります。

主な事業としましては、自立支援・介護給付費等事業として、障害者が自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス等の提供に要する経費や、教育・保育施設施設型給付事業として、認定こども園及び

小規模保育事業に対する給付に要する経費を計上しております。

衛生費は87億989万2000円で、上水道事業会計繰出事業費、感染症予防事業費等が減少したものの、斎場整備事業費、予防接種事業費、岸和田市貝塚市清掃施設組合分担事業費等が増加したため、前年度と比べ16億29万4000円、22.5%増加するものであります。

主な事業としましては、斎場整備事業として、岸和田市貝塚市斎場整備の建設工事に要する経費や、岸和田市貝塚市清掃施設組合分担事業として、岸和田市貝塚市クリーンセンターの管理運営に要する経費を計上しております。

労働費は5684万5000円で、職員給与費等が増加したため、前年度と比べ330万8000円、6.2%増加するものであります。

農林水産業費は7億237万9000円で、丘陵地区農整備事業費等が減少したものの、土地改良施設整備事業費、林道管理事業費等が増加したため、前年度と比べ1億5550万9000円、27.4%増加するものであります。

主な事業としましては、土地改良施設整備事業として、畑地区の圃場整備、ため池の改修工事に要する経費や、林道管理事業として、林道牛滝線ほか舗装等の改修工事に要する経費を計上しております。

商工費は7億3733万7000円で、岸和田城管理事業費、企業経営支援事業費等が減少したため、前年度と比べ7607万9000円、9.4%減少するものであります。

主な事業としましては、企業立地促進事業として、阪南2区やゆめみヶ丘岸和田地区など、産業用地への進出企業に対する助成に要する経費や、だんじり会館指定管理事業等として、施設の管理運営など指定管理者へ委託するために要する経費を計上しております。

土木費は65億5081万5000円で、公共公益施設整備基金積立事業費、道路新設改良事業費、丘陵地区整備事業費等が増加したものの、田治米畑町線整備事業費、交通安全施設維持事業費、市街地形成事業費等が減少したため、前年度と比べ1052万9000円、0.2%減少するものであります。

主な事業としましては、道路新設改良事業として、緊急交通路などの舗装及び改修工事に要する経費を計上しております。

消防費は22億3514万1000円で、職員給与費等、消防車両管理事業費、防災・減災対策事業費等が増加したものの、ゆめみヶ丘消防施設整備事業費、防災無線整備事業費等が減少したため、前年度と比べ6億7155万8000円、23.1%減少するものであります。

主な事業としましては、通信機器管理事業として、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線システムの保守に要する経費や、防災・減災対策事業として、指定避難所に配備する備蓄物資の調達に要する経費を計上しております。

教育費は99億5078万7000円で、小学校整備事業費、小学校教育振興事業費、職員給与費等が減少したものの、学校ICT環境整備事業費、小学校大規模改造事業費、学校給食運営事業費等が増加したため、前年度と比べ10億4727万5000円、11.8%増加するものであります。

主な事業としましては、学校ICT環境整備事業として、全小中学校に整備された1人1台の学習者用端末の更新に要する経費や、学校給食運営事業として、学校給食に係る賄い材料費及び給食調理業務に係る業務委託に要する経費を計上しております。

公債費は53億883万円で、元金償還事業費等が増加したため、前年度と比べ2億2220万2000円、4.4%増加するものであります。

諸支出金は5377万1000円で、地域防犯活

動支援事業費等が減少したものの、墓所返還金還付事業費等が増加したため、前年度と比べ256万6000円、5%増加するものであります。

議案第33号の令和7年度岸和田市介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億9109万9000円と定めたいものであります。これは、総務費が減少したものの、保険給付費、地域支援事業費等が増加したため、前年度と比べ10億4586万円、率にして5.5%増加するものであります。

最後になりますが、当初予算の説明の際に申し上げましたとおり、令和7年度当初予算は骨格予算として編成いたしております。今後、政策的な経費については、市長選挙後、速やかに補正予算案の編成を進めてまいりたいと存じます。

以上19件について、一括して提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

○5番 高比良正明議員

高比良です。本案の骨格予算となる2025年度一般会計概要に記載の経年実施している事業に係る経費など経常的経費に、議会の皆さんが気にしている前市長の色の予算がどれぐらい入っているのでしょうか。

また、さきに提出され、撤回された元の予算と比較すると、本案金額は98.2%となっており、1.8%しか削減されていませんが、その要因はどのようなもののでしょうか。

○烏野隆生議長

寺本財務部長。

○寺本義之財務部長

前市長の色の予算につきましては把握しておりませんが、本予算につきましては、市長の失職に伴いまして、令和7年4月6日に市長選挙が実施されることから、例年実施している経常的な事務事業などに係る経費を中心とした岸和田市一般会計予算を骨格予算として編成いたしました。なお、政策的な経費等につきましては、市長選挙後速やかに、十分な検討を行った上で、補正予算として議会に提出させていただくものであります。

骨格予算編成に当たりまして、骨格予算に計上するものとして、議員お示しの経常的経費がございます。経常的経費の計上額は140億1915万1000円です。経年実施しております事業、令和6年度から引き続き令和7年度において実施する事業などは、本基準に基づき、骨格予算として計上いたしております。

次に、元の予算と比較いたしますと98.2%と1.8%の削減ということでございますけれども、その要因につきましては、先ほど御説明いたしましたように、骨格予算の計上の基準に基づき、さきの予算の各事業を区分した結果、削除した事業費が1.8%となったものであります。

骨格予算の内容を基準ごとに見ますと、人件費、扶助費、公債費と一部事務組合負担金、他会計繰出金などの義務的経費等の割合が高く、経常的経費と継続的経費、債務負担行為を設定した事業など、議会において既に審議、議決された事業を合わせますと、骨格予算額の97.8%程度となるものであります。財政が硬直化しております本市では、義務的経費や経常的経費などが多く、約17億3387万円、1.8%の削減になっているものであります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

前市長の色の予算額の把握はできないとのことでした。本予算案は、全体から見れば前市長から提案された事業となるわけですが、前市長の色は事業ごとに濃淡があり、それについて、議員が一つ一つ事業を見て判断すべきものであることは言うまでもありません。

府内では2024年に茨木市と大東市が、また愛知県豊田市も骨格予算編成を行っています。これらはいずれも市長選挙を控えているという事情があったものです。茨木市の場合、骨格予算が1074億円に対し、肉づけ後は1087.7億円であり、その差は13.7億円、率としては1.27%となっています。大東市の場合、骨格予算が517.1億円に対し、肉づけ後は522億円であり、その差は4.9億円、率としては0.94%となっています。また、本市の倍額以上で豊富な予算を持つと考えられる愛知県豊田市の場合、補正前予算が1986億円に対し、肉づけ後が2060.6億円であり、その差は74.6億円、率としては3.7%となっており、これは自治体予算の自由度が極めて低いことを示しており、本市の1.8%は、そぎ落とした割合で言えば、決して少なくないと分かります。

ちなみに、市税などの一般財源を人件費、扶助費、公債費などの必ず支払わなければならない経費にどれだけ充当したかを表す経常収支比率は、2023年度決算で、茨木市は92.6%、大東市は99.6%、豊田市は75.1%、本市は93.6%です。再度言いますが、経常収支比率は75%以下だと財政に余力があると言われていいますので、それに近い低さで、財政力の強い豊田市においても肉づけ予算の比率は3.6%、経常収支比率が近い大阪府内の茨木市で1.26%、大東市が0.94%と、本市の1.8%は決して低

いものではありません。1.8%という見た目の数字をもって予算案全てをばっさりと切り捨てようとする議員もいるようですが、個々の事業の是非を吟味する必要があると念押ししておきます。

また、経常収支比率は、大阪府内の基礎自治体は、程度の差こそあれ、高い傾向があります。本市においては、2012年から2022年までの10年間ほどのデータでは、高齢化による自然増、経済の長期停滞と格差拡大、少子化対策などの社会保障制度の拡充等により、後期高齢者医療事業繰出金は3.5倍となるなど、介護保険事業繰出金も合わせて36.6億円増加となっており、年金、医療、介護、子育てといった社会保障制度の運営に係る社会福祉費は、高齢化の進行や医療技術の進歩により年々増えて5.2倍、児童手当や民間保育所等の運営費など児童福祉費は3.6倍などで210.3億円増加して社会保障関係費が増額。繰出金、扶助費の財政支出の規模は過去20年間で3倍となっています。

一方、その財源となる地方税と臨時財政対策債を含む地方交付税の規模は、過去20年間でほぼ横ばいであり、相当のやりくりをしなければ、伸び続ける社会保障費に財政が押し潰される財政状況にあることを認識する必要があることが予算形成の大前提となっているとあえて申し上げておきます。

その上で、2月17日に提出された本予算は撤回され、今回、骨格予算が再度提出されていますが、市長失職に加え、議会に忖度させられて撤回した当初予算案には、子ども議会のように議会からの提案予算も含まれており、これをも含め否決するならば、予算の建前からすれば矛盾でしかあり得ません。そして、そういった子供のけんかのごとき議会のわがままに振り回され、予算の見直しをさせられている職員の負担はど

のようなものになるでしょうか。

また、本定例会で骨格予算を否決した場合に、暫定予算を提出することになると考えますが、そうなった場合、暫定予算の内容と暫定予算編成に係る職員の負担及び影響はどれほどのものかお答えください。

○烏野隆生議長

寺本財務部長。

○寺本義之財務部長

職員の負担につきましては、超過勤務などの数値をお示しするものではございませんが、例年と異なった作業を行う必要がございますので、職員の作業量は増加するということになります。

暫定予算編成につきましては、現時点では、これから御審議いただくものでございますので、考えてはおりません。令和6年度に暫定予算を編成いたしました、その状況について説明させていただきます。

まず、通常予算と暫定予算及び骨格予算の違いですけれども、1会計年度を通じて定められる基本的予算である通常予算に対しまして、暫定予算は何らかの事情によって本予算等が成立しない場合等に、一定期間の必要最小限の予算を計上したものでありまして、本予算成立時にその効力を失うことになります。

一方、骨格予算とは、市長選挙など政策的な判断ができにくい等の事由により、人件費等、必要最小限度の経費を計上する予算でありまして、暫定予算と異なるところは、骨格予算は1会計年度を通じた予算計上を行うもので、事由解消後に補正予算として肉づけを行うというものでございます。

本市では、令和6年度暫定予算の編成に当たり、否決された当初予算をベースにいたしまして、原則、新規事業を除き、義務的経費や市民生活上必要な経費を計上いたしました。また、4月以降の市民生活に大

きな影響が生じないよう、令和6年4月1日から7月31日までの4か月間を暫定期間としたものであります。

暫定予算の影響といたしましては、暫定予算編成に当たりまして、職員の超勤等の数値は把握しておりませんが、作業量は増加いたしております。また、暫定期間が4か月間であることから、委託業務など、1年間の業務委託を締結するのに、4月から7月末までと8月から翌年3月末までの2回契約締結していただく負担を事業者におかけするなど、迷惑をおかけしたものであります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

さきに示した議会からの予算要求のほかにも、本予算では、各議員からの要求に基づく予算も含まれており、自分たちの予算をここでは否定しながらも、2月17日に上程された、まさに市立幼稚園・保育所廃止の一環で、永野予算の真髄である（仮称）市立春木・大芝認定こども園建設費について、否決しても違約金が発生しないと説明したにもかかわらず、議会は大いに矛盾をはらむ賛成で押し切りました。賛成した議員はその矛盾について説明すべきでしたが、そのときも誰一人説明を行っていません。

しかし、本予算案は永野予算だとして、坊主憎けりやけさまで憎いと論理破綻したことだけを言うしかないでいたらくです。骨格予算の中にも、環境の取組、防災・減災、子供、子育てや教育の環境整備や内容の充実など、今日において必ず実施しないといけない事業が多く計上されています。98.2%や1.8%という見た目の数字ではなく、内容の是非を吟味するのが、我々議会が市民の負託に応えることであります。

しかし、議会多数派は、最終日に予算案

の反対をちらつかせながら、建設的ではなく破壊のための予算常任委員会を行おうとしており、これはまるでさいの河原で石を職員に積ませ、その石塔を議会が蹴飛ばして潰す行為となり、職員を徒労させるだけで、やる気を失わせ、今でも問題となっている早期退職や、募集や内定してもほかの自治体や企業などに就職してしまう負の連鎖に議会自らが拍車をかけることにほかなりません。

4月7日に新市長が就任したとしても、その日に新市長の意向を盛り込んだ予算案ができるものではありません。新市長の公約や思いを予算案という形にするには相応の時間を要することから、新市長の予算として成立するのは、来年の3月になることは議員の誰もが分かることです。

たとえ数日であっても、市民生活を考えると、行政の空白は許されませんが、議会として本当に腹をくくっているのであれば、予算編成権を議会に渡せと要求したり、新市長就任まで予算審議せず、4月1日から閉庁せざるを得ない市役所玄関に立ち、怒る市民にその正義とやらを説明すべきでしょう。

そのような覚悟を持たず、努力を疎んじた結果として、単に輪切りで中身は同一の数か月分とした暫定予算を職員に作成してもらえば、民間企業との契約においても足元を見られ、結局は税金の無駄遣いとなることも市民に説明しなければなりません。自分の支持者だけか知りませんが、そんなけったくそだけの稚拙な意見を持つ者だけの声を聞くのか、それとも18万6432人の市民に正面から向き合って議会人として仕事をするのかが今問われています。

その基本中の基本、根本中の根本に鑑みるならば、いつもより少なめの391ページに及ぶ一般会計予算書及び243ページに及ぶ特

別会計予算書をしっかりと読み込んだ上で、一つ一つの内容の吟味を行うことが重要であると強く申し上げて、私の質問を終わります。

○烏野隆生議長

次に、井舎議員。

○15番 井舎英生議員

議案第32号の一般会計について質問します。これは骨格予算ということですが、再度、骨格予算の定義を教えてください。副市長、お願いします。

○烏野隆生議長

市長職務代理者岸副市長。

○市長職務代理者岸勝志副市長

骨格予算の定義ということですが、骨格予算につきましては、地方自治法に規定はございません。

○烏野隆生議長

井舎議員。

○15番 井舎英生議員

骨格予算とはどういうものなのか、それが定義なんです。それをもう一度教えてください。地方自治法にあるないじゃなくて、そういうことです。

○烏野隆生議長

市長職務代理者岸副市長。

○市長職務代理者岸勝志副市長

骨格予算でございますが、地方自治法には、予算について、第210条において、1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編成しなければならないこととなっております。

また、同法第211条第1項においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならないこととなっております。

また、同法第218条第2項におきましては、地方公共団体等の長は、必要に応じて、1会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算

を調製し、これを議会に提出することができると、暫定予算についての規定はございます。

先ほど申し上げましたように、骨格予算につきましては、この地方自治法の規定はございませんが、市長選挙などを控えた場合により、必要最低限の経費や継続事業などを盛り込んで編成する予算で、通常、選挙後の補正予算で首長の意向を反映させた事業などを肉づけするものでございます。

○烏野隆生議長

井舎議員。

○15番 井舎英生議員

説明が長かったんですけど、確認しました。

○烏野隆生議長

次に、京西議員。

○21番 京西且哲議員

私から、議案第32号、議案第23号から第26号まで、第28号及び第33号、議案第29号、第30号について質問させていただきます。

前市長の在任中の2月6日に財務部財政課より、第1回定例市議会に上程予定の令和7年度当初予算案、歳入歳出総額約2097億3976万円の説明がありましたが、市長失職後の2月26日付で令和7年度岸和田市一般会計予算案と介護保険事業特別会計予算案が撤回され、その翌日に令和7年度当初予算案を骨格予算として、我々議員に提示がありました。

当初の新年度、いわゆる令和7年度予算案については、昨年、令和6年9月27日の政策決定会議において前市長から編成方針が示され、市長の政治的意向に基づいてつくられたものであり、2度の不信任決議可決を受けた市長の失職により、この案は白紙になったものと考えております。

それでは、2月27日提示の予算概要説明書に沿って質問させていただきます。法的

根拠がなく、財務部財政課が定めた骨格予算の計上基準についてお尋ねしていきます。

1つ目、2月27日提示の令和7年度一般会計（骨格予算）概要に記載の①義務的経費、②経常的経費、③継続的経費、④条例等に基づく補助交付金等、⑤その他のもののそれぞれの計上金額を御説明ください。

2つ目、予算書の款ごとの計上金額を御説明ください。

3つ目、特別会計及び企業会計についても同じ基準とありますので、一般会計と同様に基準、項目ごとの計上金額を御説明ください。

あわせて、骨格予算に計上しないものの基準についても御説明いただきたいと思います。骨格予算の概要の記載にありますように、①投資的経費等、②政策的経費、③臨時的経費の金額と計上しない理由を御説明ください。

配付してある財政課が作成した資料を御覧いただきながら説明を聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○烏野隆生議長

寺本財務部長。

○寺本義之財務部長

2月27日提示の骨格予算への計上基準についてでございます。

まず、令和7年度一般会計（骨格予算）の概要に記載の①義務的経費には、人件費、扶助費、公債費、岸和田市貝塚市清掃施設組合負担金、大阪広域水道企業団負担金、他会計繰出金として692億7227万1000円、②経常的経費につきましては、経年実施しております事業に係る経費及び施設の維持修繕、管理運営等に係る経費といたしまして140億1915万1000円、③継続的経費につきましては、主に投資的経費で継続的に実施している事業として42億4385万6000円、④条例等に基づくものとしたしまして2924万

3000円、⑤その他のものとしたしまして51億5517万6000円でございます。

特別会計、企業会計についてお答えいたします。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計は、事業運営上必要となる経費で、義務的経費146億5525万2000円、経常的経費58億2462万7000円。

自転車競技事業特別会計は、競輪開催等に係る経費で、義務的経費5億9441万8000円、経常的経費372億6770万円。

土地取得事業特別会計は、全額公債費で、義務的経費となっております。

後期高齢者医療特別会計は、事業運営上必要となる経費で、全額経常的経費であります。

介護保険事業特別会計は、事業運営上必要となる経費で、義務的経費196億3978万8000円、経常的経費4億5131万1000円です。なお、介護保険事業特別会計は骨格予算として提案させていただいております。高齢者支援事業のうち1756万8000円を令和7年度の政策的経費として削除いたしました。

財産区特別会計は、各財産区に係る地元公共施設整備補助金や一般会計繰出金で、義務的経費8億7065万9000円、条例等に基づくものは2億4390万9000円となっております。

企業会計では、下水道事業会計は、義務的経費59億8336万2000円、経常的経費61億1047万9000円、継続的経費8億4697万6000円。

病院事業会計は、義務的経費87億4815万7000円、経常的経費101億3441万7000円であります。

次に、投資的経費でございますが、骨格予算に計上しないものの基準といたしまして、まず投資的経費が12億5539万円、政策的経費が4億6090万9000円、臨時的経費と

してはございません。

先ほど議員お示しの令和7年度一般会計予算（骨格予算）の概要に記載しておりますとおり、新たな市長の意向を反映させるため、①義務的経費、②経常的経費、③継続的経費、④条例等に基づく補助交付金等、⑤その他のものに該当しないものを削除いたしましたものであります。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

配付している資料をよく御覧になっておいていただきたいと思います。款ごとの説明については表を見ていただくということで省いていただいたので、じっくりとまた見ていただきたいと思います。

今の答弁についてコメントしたいと思いますが、骨格予算に計上しないものの理由として、新たな市長の意向を反映させるためという答弁がありました。市長選挙は4月6日であります。その金額は3枚目の資料に記載のとおり、一般会計予算では17億1629万9000円、率にして1.8%、全会計では0.8%であります。これでは、選挙で選ばれた市長であっても、市民の意見を反映できるものではないと考えます。

次にお伺いいたします。骨格予算の概要に記載の計上基準③から⑤までの計上理由についてお尋ねいたします。

1つ目、3番目に挙げております継続的経費の急な中止ができない事業とありますが、4月1日の時点で予算確保していなければ事業が中止となる理由を御説明ください。

2つ目、④としております条例等に基づく補助交付金等の支出について、交付団体から申請を受け、審査の上、交付決定すると考えていますが、4月1日の時点で予算確保していなければならない理由について

御説明ください。

3つ目、⑤としておりますその他のものについてお尋ねいたします。

ア、4月6日の市長選挙、就任を待てない理由を御説明ください。

イ、年度当初から事業着手しなければ支障を来すとあるが、どのような支障が出るのか御説明ください。

ウ、対象となる事業名と国及び大阪府の制度改正の時期を御説明ください。あわせて、どのような支障が出るのかも御説明ください。

エ、予測できない災害で急な必要となる災害復旧費等は、当初予算には項目計上としてきましたが、4月6日の新市長就任を待てない理由についても御説明ください。よろしくをお願いします。

○烏野隆生議長

寺本財務部長。

○寺本義之財務部長

骨格予算の概要に記載の計上基準③から⑤までの計上理由についてでございます。

まず、③の継続的経費につきましては、議員御指摘の急な中止ができない事業といたしましては、既に継続費の御議決を頂いておる事業については予算を計上する必要がありますが、それ以外の事業について、4月1日時点で予算を確保していなければ事業が中止となるものではございません。継続的経費には、継続費に基づく事業や年次的に実施している事業で、設計等が終了しており、急な中止ができない事業を計上しております。当初予算については、4月から翌年3月までの1会計年度の年間予算を組むものでありまして、年度当初に計上するものが望ましいと考えております。

次に、本基準に該当するものでございます。補助要綱等が既に存在しておりまして、補助対象も明らかな事業について計上して

おります。事業によりましては4月早々に補助申請が実施されるものがありまして、4月1日時点で予算計上していることが望ましいと考えております。

その他のものでございます。アの議会において既に審議、議決された事業については、議会において既に債務負担行為の議決を頂いている事業がこの項目に該当いたします。当初予算に計上する必要があるというものでございます。

イでございます。年度当初から事業を行わなければ、財源の確保を含め、事業執行に支障を来す事業については、年度当初から事業着手しなければ支障を来すものとしたしまして、この項目に含まれる投資的事業について、工期の関係で、施設開設予定時期に竣工が間に合わないなどの支障がございます。

ウでございます。国、府の制度改正等に伴い実施する事業でございます。主なものといたしましては、令和7年度デジタル基盤改革支援補助金、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業でございますけれども、この補助金を活用して実施する国のシステム標準化に係る基幹系システム運用事業などがございます。

本事業は、国で閣議決定されましたデジタルの実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント2020に基づき、標準化への移行の目標時期、令和7年度を目指しており、本市においても令和8年2月下旬に運用開始を目指して、継続的に取り組んでいる事業でございます。

そのほかには、定額減税補足給付金支給事業がございます。定額減税補足給付金支給事業については、令和6年度に実施した定額減税の補足給付金において、支給額に不足が生じた方に対しまして給付金を支給するものであります。現時点では不足額、

給付に係る支給時期、支給方法等については決まっておりません。予算に計上しない場合の影響については不明でございますが、支給開始時期が決まり次第、すぐに事業を実施する必要がございます。

最後に、防災・減災に資する事業については、いつ災害が発生するか予測できないことから、骨格予算の基準に含めさせていただきまして予算計上したところでございます。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

質問は今ので終わりです。私から、最終的に取りまとめをしたいと思います。

今の答弁をお伺いしまして、4月1日時点での予算を確保していなければ支障を来すとして、基準として挙げていますが、答弁では事業が中止になるものではない、あるいは4月1日に予算を確保しているのが望ましいというような答弁でありました。

また、補助金や交付金についても予算確保が望ましいという見解でありまして、対象となる団体からの申請があつて始まる事業でありまして、それぞれの団体との協議をもって、交付時期については理解を求められるものかなと思います。

また、国や大阪府の制度改正に伴う事業についても、肉づけ予算で十分対応が可能であり、投資的事業においても同様の対応が十分可能であると考えられます。

最後の給付金支給事業の説明においても、支給時期や支給方法はまだ決まってもいないという説明でありました。予算計上しない場合における支障も不明ということで、どういう支障が起こるかということも不明ということでありました。

このような説明を聞いておりますと、根拠のない中での骨格予算であつて、根拠の

ない中で財務部財政課が独自で決めた基準に基づいて骨格予算を作成したということが十分分かりました。

そうなれば、他市の事例もいろいろと確認して、骨格予算を組んだ自治体を見ましたが、選挙を控えておつても、その時点で市長が在任しておつたりとか、うちのうちに2回の不信任決議を受けて、市長が不在の中での骨格予算の編成、審査というのは事例がないです。こういったことを十分に財政課も考えていただいて、議会との調整とは言いませんが、お互い行政運営において障害を来さないためにはこういった形ですればいいかという、その辺の努力が、財政課だけとは言いませんが、議会筋もお互い足らなかったのではないかなという思いをしております。

財務部財政課の骨格予算の策定に当たつての定義というものが説明書にも書いておりますが、最低限必要な経費で編成すると財政課自身が定義を定めております。骨格予算の定義として、最低限必要な経費で編成すると書かれております。

しかし、この骨格予算と記載して提示された当初予算は、前市長が在任中に出された2月6日の予算案とほぼ同じであります。これが本市における、最低限必要な額ということであれば、この岸和田市の行政、財政運営というのは、本当にもう硬直化も硬直化で、何の余裕もない。こういう行政運営を過去ずっと続けてきたということ、財政課自らが責任においてこれを明らかにして、前も後ろも横も行けない、こういうものを提示されたことになっております。

最低限必要な経費で編成するということを明記して我々に示すのであれば、配付した資料の1枚目にある①義務的経費と②経常的経費で緊急を要するもの、これらをもって骨格予算を編成するのが、財務部財政

課の自らがつくったルールに基づいた予算として見られるのではないかなという思いをしています。その辺をじっくりとやっばり考えていただきたいと思います。

選挙によって選ばれた市長であるから、市民生活に直結する予算をつくる権限を持って、その責任を負うものであります。その市長が不在の中でつくる予算というものは、4月1日に執行が必要なものに限られるもの、ここに向かって努力するのがこの骨格予算の本質ではないかなと思っております。しかし、この骨格予算からは、選挙で市民の信任を受けた市長が予算をつくるのではなく、財務部財政課がつくるもののように見えてしまうというのは本当に残念であります。

今まで、岸和田市の財政が硬直化しているという答弁、説明が先ほどもありました。しかし、財務部財政課から幾度となくそういう説明を受けてきましたが、一番大事なこの予算編成において、思考が硬直化しているのは岸和田市役所という組織そのものではないのかなという思いが、これを見せていただいて、募ってきております。4月6日に誕生する新しい市長には、この組織の意識改革から断行してもらわなければならないという強い思いを持ちました。

全ての予算は、総合計画で定めた構想に基づいてつくられるものであります。12年間の総合計画においては、市長のマニフェストと整合性を持たせるという文言が記載されております。市長の権限を最大限に生かし、選挙で選ばれた市長が市民の民意を反映させるための予算にならなければなりません。

この総合計画の成り立ち、趣旨は職員の皆さん、我々議会、そして市民の皆さん方の共通の認識であります。市民が選挙で選んだ新市長の就任をまずは待つべきではな

いかなという思いであります。所信表明演説、施政方針演説もなく、新市長の言葉を一言も聞かずに新年度の1年間全ての予算を確定してもいいのか、こういう思いであります。

この後は予算常任委員会の審査や他の議員の考え方を十分聞かせていただいて、最終的な判断に至りたいと思いますが、私の思いとして述べさせていただきました。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

この際、お諮りします。

本各件について質疑を終結し、予算常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は予算常任委員会に審査を付託することに決しました。

本日はこれをもちまして散会します。

午前11時07分散会